

Anew

労働かごしま

2024.10月号

～ふるさとの人材がふるさとして活躍できるように～



鹿児島県

■ 今月の主な内容 ■

- 最低賃金改正・業務改善助成金のご案内
- 九州・山口地域ワーク・ライフ・バランス推進月間
- かごしま子育て応援企業登録
- 働き方改革推進企業認定制度
- 働き方改革推進セミナー開催のお知らせ
- 技能まつり開催/労働条件実態調査のお願い
- 障害者雇用優良事業所等の受賞者決定
- 九州・山口生涯現役社会推進大会鹿児島県大会開催
- 労働保険未手続事業一掃強化期間
- 中小企業向け融資制度の経営力強化資金の案内
- 外国人材が安心して働ける「かごしま企業」助成等
- ジェンダー平等推進のアドバイザー派遣・フォーラム
- 女性のエンパワーメントセミナー受講者募集
- 県労働委員会からのお知らせ
- 鹿児島労働局からのお知らせ
- キャリア形成・リスキリング支援センターからのお知らせ
- 鹿児島産業保健総合支援センターからのお知らせ

鹿児島県最低賃金が改正されます！

時間額953円

必ずチェック！最低賃金！

最低賃金(地域別最低賃金)は、産業や職種を問わず、県内の全ての労働者とその使用者に適用されます。使用者の皆さん、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保のために最低賃金額をしっかりと守りましょう。

- 改正後の最低賃金の効力発生は、**令和6年10月5日**からとなります。
- 使用者は、適用される最低賃金額を労働者に周知し、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。特定最低賃金(産業別最低賃金)の適用者も、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

【問合せ先】 鹿児島労働局 労働基準部 賃金室 099-223-8278

【HP】 https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html

10月は「九州・山口地域ワーク・ライフ・バランス推進月間」です！



九州・山口地域の男性は、家事関連に携わる時間が全国平均より短く、妻は夫に比べると約7倍働いているというデータがあります。

そんな状況を改善するために、九州・山口の各県と経済界がひとつになり「仕事と生活の両立」を大切にすること、また、子育てに優しい職場づくりを推進しています。

「九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン」の公式ホームページで、ワーク・ライフ・バランス推進に積極的な九州・山口各県企業の具体的な取組事例の紹介などを行っていますので、ぜひご覧ください。

<https://www.kyushu-yamaguchi-wlb.com/>

【問合せ先】 県雇用労政課労働福祉係 ☎099-286-3014

令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日
(事業完了期限：令和7年1月31日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円
→ 助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）
→ 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円
(= 600万円 × 9/10)

(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ 450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

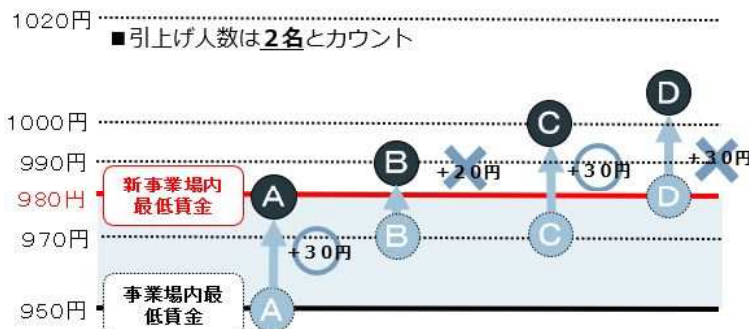
※ 10人以上の上限度区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただくことができます。

生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

生産性向上のヒント集

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 7,312KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないが検討した。

実施概要 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を軽減することなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

さらなる工夫

<導入前>

<導入後>

セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が6人から4人に軽減

実施結果 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

成果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

生産性向上のヒント集

検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干したり取り込んだりする手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

実施概要 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

<導入後>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

実施結果 リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

成果 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- ・ 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

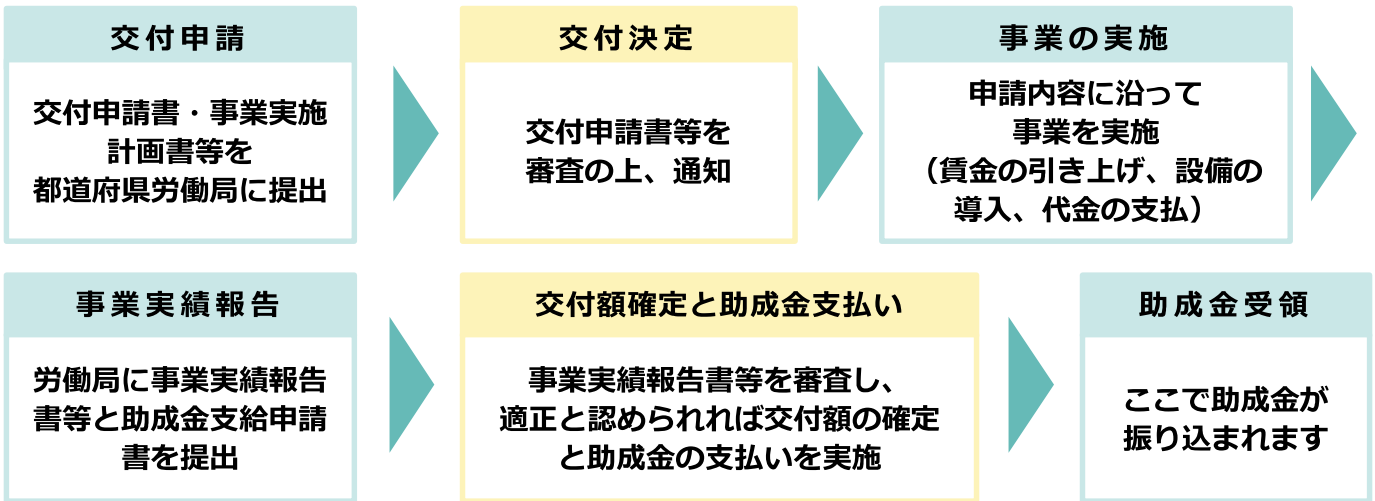
対象!

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

対象外

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

「かごしま子育て応援企業」に登録しませんか？ 登録企業 827社（R6年8月末時点）

「かごしま子育て応援企業」とは？

県では、従業員の仕事と子育ての両立支援に取り組む企業を「かごしま子育て応援企業」として登録し、県民の皆様幅広く紹介しています。



かごしま子育て応援企業
登録マーク

登録するには…

県内に事業所（支店等を含む）があり、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していることが条件です。

～登録のメリット～

- 県ホームページや広報誌等で紹介されます。
- 登録企業であることを表示することで、企業のイメージアップにつながります。（登録マークを自社のホームページやパンフレット、名刺などに活用できます。）
- 県主催の合同企業説明会等において子育て支援に取り組んでいる企業として分かりやすく紹介します。

～令和6年度新規登録企業の中から2社の取組をご紹介します～

有限会社野村電設（出水市）

○業務概要

電気工事を中心とした
土木工事一式、
コインランドリー事業



○行動計画の主な内容

【目標】

- ①保護者である従業員の子どもに働いているところを
実際に見せることができる「子ども参観日」を令和6
年10月までに実施する。
- ②地域の子どもの現場見学及び
若者のインターンシップの受け入れを行う。
- ③令和8年3月までに、年次有給休暇の取得日数を
1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- ・掲示物などによる従業員への参観日実施についての
周知、参観日の実施、従業員へのアンケート調査、次
回に向けての検討
- ・インターンシップ受け入れ体制について検討開始、受
け入れを行う部署や現場への説明及び体制作り、関
係行政機関、学校との連携、従業員や市広報誌など
による取組の周知、現場見学及びインターンシップ受
け入れ開始
- ・年次有給休暇の取得状況について実態を把握、計画的
な取得に向けた検討委員会の開催及び管理職研修の
実施、有給休暇取得予定表の作成・掲示、取得状況を
確認しながら取得促進のための取り組みを開始

～こんな両立支援に取り組んでいます～

- 子供が病気になり、保育園等休まなければならない
なったときは、軽症であれば同伴出勤が可能。
- 学校行事などに参加するための休日取得や時短勤務
の推奨

※詳しい登録申込方法やほかの登録企業の取組等
については、県ホームページをご覧ください。

社会福祉法人錦江会

（指宿市）



○業務概要

特別養護老人ホーム、
デイサービスセンター、
ホームヘルプステーション、
高齢者給食宅配センター



○行動計画の主な内容

【目標】

- ①育児・介護休業法に基づく育児休業、雇用保険法に基づ
く育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業な
ど諸制度の周知
- ②職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正の
ための情報提供・研修の実施

<対策>

- ・当該諸制度に関するリーフレット等資料の職員への配
布や施設内での掲示、及び管理職研修など行うことで
制度の周知を積極的に行い、制度を利用しやすい環境
づくりを推進し、仕事と育児の両立を支援する制度を
整える。
- ・性別役割分担意識等に関する管理職研修を実施し、その
後各部署で性別役割分担意識等の意識調査・事例調査
を行う。その結果を精査し改善策を作成して職員へ周
知する。

～こんな両立支援に取り組んでいます～

- 子育てのための休日取得や時短勤務の推奨
- 子の急病時、柔軟に対応ができるよう環境整備を実施

【問合せ・登録申込先】

県庁雇用労政課労働福祉係 ☎099-286-3014

メール：roufuku@pref.kagoshima.lg.jp

【県HP】

<https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/ouenkiyou/index.html>

「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」を1社
「かごしま『働き方改革』推進企業」を15社認定しました

県では、働き方改革に取り組む県内企業を、「かごしま『働き方改革』推進企業」として認定しています。また、令和6年度から新たに、特に、男性の育児休業の取得促進等に力を入れて取り組んでいる企業を「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」として認定しています。

近年、就職先を選ぶに当たって「働きやすさ」がとても重視されています。自社の魅力を広く発信するツールとして、本認定制度をご利用ください。



(左から)

- (株)地域科学研究所
鹿児島事務所長 星原 諒一 様
社会保険労務士法人 ate
代表 北村 佳文 様
- (株)三竹工業
代表取締役 竹下 嘉将 様
- 親栄電設(株)
代表取締役 春山 建 様
- (医)クオオ
理事長 松下 兼一 様
- (株)久永
代表取締役社長 久永 修平 様
- (株)下野建設
代表取締役 下野 善和 様
- (株)オーリック不動産
代表取締役社長 濱田 龍太郎 様



(左から)

- (株)川原建設
代表取締役 塚田 洋一 様
- (株)グリーンテック
代表取締役 且 優藏 様
- 内村建設(株)
取締役社長室長兼管理本部総務部長
内村 太郎 様
- (株)ヘイワ
代表取締役 横峯 秀浩 様
- (株)吉丸組
管理部長 永崎 勉 様
- (株)あしあと
代表取締役 松林 秀実 様
- (株)熊建
代表取締役専務 福元 友幸 様
- (株)ショーワ
代表取締役 田村 ユミ様

【問合せ先】 県庁雇用労政課労政係 ☎ 099-286-3017

【県HP】 <http://www.pref.kagoshima.jp/af04/sangyo-rodo/rodo/hatarakikata/seido.html>

「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」(R6.9.11 認定)の取組

医療法人クオラ (霧島市)

医療法人クオラ



○業種
医療・福祉

○働き方改革の主な取組

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員の所定外労働を免除
- ・ 配偶者の出産に伴う入院などの日から出産日後2週間を経過する日までの間に、配偶者の入退院の付き添いなどのため、2日間の範囲内で「年次有給休暇」とは別に取得することができる独自の「配偶者出産休暇」制度実施
- ・ 男性従業員の育児休業取得を促進するリーフレットの配布
- ・ 育児休業制度や育児と仕事の両立に関して、管理職への教育、従業員への制度周知等により職場内の理解を促進
- ・ 育児休業事例集の作成と公開
- ・ 事業所内保育所の設置
- ・ 病児保育、休日保育の実施（病児保育は職員半額補助）
- ・ 育児休業取得者を対象に休業前後で実施する、制度周知・キャリア形成支援等を目的とした面談実施

「かごしま『働き方改革』推進企業」(R6.9.11 認定)の取組

株式会社久永 (鹿児島市)

株式会社下野建設 (日置市)

○業種
卸売・小売業



○働き方改革の主な取組

- ・ 時差出勤やモバイルワークなど、多様な働き方に適した制度
- ・ クラウド化、モバイル化、電子化を図り、いつでもどこでも仕事ができる体制を整備
- ・ 資格取得支援の実施（資格・講習）、費用の負担
- ・ 健康経営優良法人の認定取得

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・ 年次有給休暇を半日単位・時間単位で取得可能
- ・ 資格取得費用の貸与（資格取得後、5年以上勤務した場合は貸与した費用の返還を免除）
- ・ 「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定
- ・ 75歳までの定年後再雇用制度

株式会社オーリック不動産 (鹿児島市)

親栄電設株式会社 (鹿児島市)

○業種
不動産業



○働き方改革の主な取組

- ・ 仕事と育児・介護の両立のための、始業・終業時刻を選択できる制度、短時間正社員制度
- ・ 在宅勤務制度
- ・ オーリックグループ全体で月1回の新入社員研修の実施
- ・ 「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・ 在宅勤務制度、モバイルワーク制度
- ・ 仕事と家庭の柔軟な両立支援制度の整備（時間休取得可能等）
- ・ 「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定
- ・ 育児・介護休業規程を整備し、育児・介護と仕事の両立に関して、管理職への教育、従業員への周知等により、職場内の理解促進に取り組む

株式会社三竹工業（鹿児島市）

○業種
建設業

株式会社 三竹工業



○働き方改革の主な取組

- ・フレックスタイム制度，在宅勤務制度の導入
- ・「えるぼし（3段階目）」認定
- ・障害者の活躍に関して，従業員への教育・制度周知，管理職への理解を深めるための教育等を行い，障害者が働きやすい環境を整備
- ・年次有給休暇を時間単位，半日単位で取得可能

社会保険労務士法人 ate（鹿児島市）

○業種
社会保険労務士業



○働き方改革の主な取組

- ・残業縮減のため，直行直帰の活用（資料提出時の外出時）
- ・子の看護が必要になったときなど，柔軟な働き方ができる在宅勤務制度
- ・仕事と家庭の両立を図るため，全従業員を対象とした，時間単位，半日単位で年次有給休暇を取得できる制度
- ・「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定

株式会社地域科学研究所（鹿児島市）

○業種
情報通信業

株式会社 地域科学研究所
Research & Consulting of Regional Science Co., Ltd.



○働き方改革の主な取組

- ・年次有給休暇を時間単位，半日単位で取得可能
- ・非正規社員から正社員への登用制度
- ・従業員の育児と仕事の両立支援を促進するため，子の看護休暇（有給）について，法定以上の日数付与（6日，第二子以降11日）及び子の対象年齢の拡大（小学1年生以下の子）
- ・育児短時間勤務について，子の対象年齢を拡大（小学就学の始期に達するまでの子）

株式会社ヘイワ（志布志市）

○業種
建設業



株式会社 ヘイワ

○働き方改革の主な取組

- ・時間外労働の削減のため，建設ディレクターを導入し，業務の作業分担を行う
- ・原則，毎日定時退社（会議等での周知，啓発ポスターの掲示）
- ・年次有給休暇を時間単位で取得可能
- ・「健康経営優良法人（中小規模法人部門，ブライト500）」認定

内村建設株式会社（鹿児島市）

○業種
建設業



HEART+HAND
内村建設株式会社
UCHIMURA SEC

○働き方改革の主な取組

- ・建設ディレクターを導入し，現場事務作業を軽減
- ・本社毎週水曜日，常駐現場第1・第3土曜日を「省エネデー」とし，18時までの退社を促し，電気を消灯
- ・本社がサポートし若手技術者を大型現場に起用
- ・「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定

株式会社グリーンテック（奄美市）

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・在宅勤務制度
- ・研修制度，資格取得の支援（人材開発支援助成金利用）
- ・「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定
- ・再雇用制度（70歳まで）

株式会社川原建設（霧島市）

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・全社員の有給休暇取得促進のための，指定有休制度（年5日）（新入社員へは特別有給休暇を付与）
- ・「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定
- ・特定健診，特定保健指導の受診について，対象者へ案内
- ・男性従業員の育児休業取得を推進し，社内の理解促進に取り組む

株式会社吉丸組（鹿児島市）

○業種
建設業



YOSHIMARU

○働き方改革の主な取組

- ・全従業員が，時間単位で年次有給休暇を取得可能
- ・新入社員に対する教育を実施（新入社員教育，外部研修）
- ・若手社員に対し，独自のキャリアアップシステム支援制度による5カ年計画を立て人材育成を実施
- ・「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定

株式会社あしあと（鹿児島市）

○業種
医療・福祉



○働き方改革の主な取組

- ・副業・兼業を許可する制度の導入
- ・非正規職員の処遇改善のため、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度を利用し、賃金の向上を図る
- ・「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定
- ・定年を定めず、本人が希望し会社が認めた場合は何歳でも勤務できる制度

株式会社熊建（鹿児島市）

○業種
建設業



○働き方改革の主な取組

- ・長時間労働縮減のため、現場担当者と事務担当者で分担して業務を行う
- ・年間10日間の指定有給休暇日を設定
- ・「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定
- ・厚生労働省発行のパンフレット「育児休暇・産後パパ」を配布し、積極的な制度利用を促進

株式会社ショーワ（鹿児島市）

○業種
卸売・小売業

○働き方改革の主な取組

- ・毎日の朝礼・終礼において、長時間労働縮減について周知
- ・時間外労働の削減を一般従業員の評価項目とし、残業時間の多い従業員に対して、注意喚起
- ・テレワーク・時短勤務の実施（仕事と家庭の両立促進）
- ・「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定

認定のメリット

- 県のホームページで認定企業の働き方改革に関する取組等を紹介
- 働き方改革推進に資する県の取組や国の助成金等の情報の提供
- 県主催の合同企業説明会等への優先参加
- 「かごしま『働き方改革』推進企業」又は「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」の呼称の使用

認定要件（詳しくは県HPを御覧ください。）

【必須】

- ◇ 代表者が「イクボス」宣言
- ◇ 「かごしま子育て応援企業」に登録
- ◇ 社内の意識向上の取組
- ◇ 長時間労働縮減の取組

【選択（次の1つ以上）】

- ◇ 休暇の取得促進（休みやすい環境整備）
- ◇ 柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備

【選択（次の2つ以上）】

- ◇ 非正規雇用社員の処遇改善
- ◇ 業務改善による生産性の向上
- ◇ 女性の活躍推進
- ◇ 若手社員の活躍推進
- ◇ 治療と仕事の両立支援・健康支援（健康経営）
- ◇ 育児と仕事の両立促進（プラス共働き・共育て除く）
- ◇ 介護と仕事の両立促進
- ◇ 障害者の活躍推進
- ◇ 高齢者（65歳以上）の活躍推進

【プラス共働き・共育て（必須）】

- ◇ 育児と仕事の両立支援
- ◇ 男性の育児休業取得促進
- ◇ 育児中のキャリア形成

「かごしま『働き方改革』推進企業」認定企業一覧（令和6年9月現在：58社、認定順）

(株)現場サポート、富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)、町田酒造(株)、(福)クオラ、(株)TSグループ、(福)大湯福祉会(株)プロゴウス、(医)クオラ、(株)日本政策金融公庫鹿児島支店、(株)スズキアリーナ大隅、(福)慶生会、(株)タマリバ、外園建設工業(株)こどもファースト・ジャパン(株)、えびの電子工業(株)、(株)南九州マツダ、(株)プライムアシスタンス、リコーITソリューションズ(株)(有)アイ、タイムズ、三洋工機(株)、稲村建設(株)、(有)永田鋼管工業、マルエーフェリー(株)、(株)鹿児島銀行、(株)リック鹿児島県信用保証協会、野村建設工業(株)、(株)KQRM、(株)アイテクス、(株)前田建設、(株)コスモテック、末重建設(株)、淵脇建設(株)南生建設(株)、(株)上原環境、(福)向陽会、(株)オービジョン、(株)岩田組、(株)南日本銀行、(株)南九州ファミリーマート、(株)岩野建設(有)天辰百花園、濱田酒造(株)、(株)エヌオーエス、(株)久永、(株)下野建設、(株)オーリック不動産、親栄電設(株)、(株)三竹工業社会保険労務士法人 ate、(株)地域科学研究所、(株)ヘイワ、内村建設(株)、(株)グリーンテック、(株)川原建設、(株)吉丸組、(株)あしあと(株)熊建、(株)ショーワ

「かごしま『働き方改革プラス共働き・共育て』推進企業」認定企業一覧（令和6年9月現在：1社）

(医)クオラ

令和6年度 働き方改革推進セミナー

主催 鹿児島県 共催 鹿児島労働局

Online

県と鹿児島労働局、鹿児島働き方改革推進支援センター(県社会保険労務士会)が連携し、働き方改革関連法の説明や具体的取組の進め方、支援制度などについて、事業主等向けのWebセミナーを開催します。**働き方改革に関する最新の法令・支援制度をご紹介します！**

セミナー・プログラム

14:00 ~ 解説(40分) ※ 日程ごとに1テーマ

第1回
11/7
(木)

労働基準法及び時間外労働の上限規制について

講師：秋山 芳徳 (鹿児島労働局 労働基準部監督課 主任監察監督官)

採用から退職(解雇)に至るまで、雇用される誰もが適用になる労働基準法について

第2回
11/13
(水)

同一労働同一賃金について

講師：山崎 秀一 (鹿児島働き方改革推進支援センター センター長)

正規雇用労働者と非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)との間の不合理な待遇差の解消のための取組について

第3回
11/19
(火)

育児・介護休業法と法改正の内容及びフリーランス法の施行について

講師：指宿 紘子 (鹿児島労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進指導官)

現行の育児・介護休業法、令和7年4月以降順次施行される改正育児・介護休業法の概要及び令和6年11月に施行されるフリーランス法に基づく、フリーランスとの取引を行う発注事業者が講ずべき措置の概要について

第4回
11/22
(金)

職場のハラスメント対策について

講師：柳澤 和人 (鹿児島労働局雇用環境・均等室 室長補佐)

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の概要及び職場のハラスメント防止と起こってしまった際に事業主が講ずべき措置について

14:40 ~ 連絡事項(20分) 賃上げ・業務改善助成金、働き方改革推進企業 等

対象・定員

- 県内事業所の経営者、人事労務担当者等
- 定員なし、無料

特記事項

- 受講には「Webex」(無料ソフト)が必要です。
※ 申込者には接続方法をご案内します

申込先

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/ISWITkhH>

問合せ先

鹿児島県商工労働水産部 雇用労政課

電話：099-286-3017

Mail：r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp

申込フォーム



技能まつりを開催します！

木工、フラワー装飾、造園など熟練の職人さんの「技」を披露する『技能まつり』を開催します。
ご来場のうえ、「技能」の素晴らしさ、「ものづくり」の楽しさを体感してみてください。
その他、会場では、製作家具の即売やキッズフラワーコンテストなどもありますので、ぜひ、ご家族連れでご来場ください。



- 日時 令和6年11月9日(土)～10日(日)
午前10時～午後4時
- 場所 カクイックス交流センター
旧)県民交流センター
- 内容 ・ものづくり体験教室
・職人による製作実演
・製作家具の即売 など

【問合せ先】鹿児島県技能祭実行委員会事務局（県職業能力開発協会）

☎ 099-226-3240

【県HP】<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/minkankunren/documents/r5ginoumaturi.html>

労働条件実態調査にご協力をお願いします！

県では毎年9月30日を基準日として、労働条件実態調査を実施しています。
調査は県内の1,000事業所を対象として、企業に雇用される常用労働者の労働条件に関する諸制度等について総合的に調査し、現状を明らかにすることで、ワーク・ライフ・バランスの推進など、県内企業の魅力向上に寄与することを目的としています。

調査対象となった事業所へは、県庁雇用労政課から調査票を郵送しますので、**10月25日(金)**までのご提出にご協力くださるようお願いいたします。

<令和5年度調査結果一部>※()内数字は前年度調査比

○年次有給休暇取得率…62.0% (+3.2ポイント)

○育児休業取得率 ・女性(正規労働者)…94.9% (+0.8ポイント)
・男性(正規労働者)…44.1% (+18.5ポイント)

○「ワーク・ライフ・バランス」を推進するための取組率…82.4% (-3.7ポイント)

○かごしま「働き方改革」推進認定制度の認知率…57.4% (-7.8ポイント)

○テレワークの実施率…16.8% (-6.2ポイント) ○副業・兼業の実施率…41.6% (+5.9ポイント)

○定年制あり…87.1% (-3.6ポイント) ※令和2年度調査比
65歳以上…37.4% (+10.0ポイント)
60歳以下…58.5% (-9.3ポイント)

○高齢者就業確保措置の導入…52.8% ※令和5年度新規項目

過去の調査結果につきましては、次のホームページで公表しております。

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/tokei/bunya/chingin/roudoujijyou/index.html>

【問合せ先】

県庁雇用労政課労政係 ☎099-286-3017



障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者等の受賞者が決定しました！

県では、9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害のある方の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害のある方の雇用に関する県民の皆さま、特に事業主の皆さまの関心と理解を一層深めていただくことを目的として、障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者の表彰並びに講演を行う「障害者雇用支援・激励大会」を9月3日に川商ホールにて開催しました。

表彰は、障害のある方を積極的に雇用している事業所や、模範的な職業人として業績をあげている障害のある方などに対して行っています。令和6年度の受賞者は次のとおりです。受賞された皆様、おめでとうございます！



【問合せ先】

県雇用労政課雇用支援係 電話：099-286-3028

【県HP】

<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sien/hyousyou.html>

○障害者雇用優良事業所

表彰区分	事業所名	所在地	代表者
鹿児島県知事表彰	社会福祉法人輪光福祉会	曾於市	理事長 山内大宣
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰	有限会社鹿屋電子工業	鹿屋市	代表取締役社長瀬戸口摩耶
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞	社会福祉法人敬天会	始良市	理事長 大友良治

○優秀勤労障害者

表彰区分	氏名	勤務先事業所
厚生労働大臣表彰	山重 正子	あおぞら農業協同組合
鹿児島県知事表彰	池田 みかよ	株式会社東横 INN 鹿児島天文館 I
	山城 圭	有限会社平成フーズ
	池田 佐和香	社会福祉法人竜泉会養護老人ホーム愛寿園
	日高 朝美	九州フジストアーホルン川内店
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長努力賞	中村 詩織	社会福祉法人福寿会特別養護老人ホームルーピンの里
	植村 洋一	株式会社クリーンサービス
	能勢 智哉	株式会社鹿児島なべしま

○障害者雇用支援月間絵画・写真コンテスト

表彰区分	氏名	所属先
厚生労働大臣賞（小学生の部）	瀬川 奏愛	県立鹿児島南特別支援学校小学部4年
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長奨励賞（小学生の部）	有蘭 志音	県立鹿児島聾学校小学部5年
	開心煌	県立鹿児島南特別支援学校小学部4年
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長奨励賞（中学生の部）	若松 愛莉	県立武岡台特別支援学校中学部3年
(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長奨励賞（高校生・一般の部）	住 喜敦	県立鹿児島聾学校高等部2年

「令和6年度九州・山口生涯現役社会推進大会鹿児島県大会」を開催します！

「生涯現役社会」とは、年齢に関わりなく、それぞれの意思と能力に応じて働いたり、NPO・ボランティア活動等に参加することで活躍することができる社会のことです。

九州・山口各県及び経済団体等は「生涯現役社会」の必要性とその取組を発信し、意識改革・理解促進を図るため、連携事業に取り組んでいます。連携事業の一環として、「九州・山口生涯現役社会推進大会」を鹿児島県で開催します。

高齢者が活躍されている企業への表彰・事例発表や、県内とゆかりある著名人による特別講演等を行います。この機会に、皆さんがいきいきと活躍する未来を考えてみませんか。ぜひ、ご来場ください。

日時・場所

- ・令和6年10月23日（水）13：00～16：00（開場12：30）
- ・カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）県民ホール

定員・参加費

- ・300名（先着順）オンライン参加もできます。
- ・参加無料（事前申込み）

プログラム

- ・高齢者雇用優良企業表彰
高齢者の雇用促進に積極的に取り組んでいる九州・山口各県の企業等へ表彰
- ・事例発表
高齢者が活躍されている県内企業による事例発表
- ・各種情報提供
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部からのお知らせ
- ・特別講演
原口 泉氏（志学館大学人間学部教授）による講演

【問合せ先】・県雇用労政課雇用支援係 電話：099-286-3028 FAX：099-286-5022
・大会事務局（株式会社南日本新聞社） 電話：099-813-5022 FAX：099-813-5088

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sien/70saisaga-suishintaikai-kagoshima.html>

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です
— 一人でも雇ったら、労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続が必要です —



「労働保険」とは、業務又は通勤に起因して負傷、疾病を被った労働者に対して補償を行う労働者災害補償保険（労災保険）と、労働者が失業した場合等に生活の安定を図る雇用保険により構成される制度で、労働者の福祉の向上を目的としています。

労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

詳しくは、鹿児島労働局労働保険徴収室にご相談ください。

【問合せ先】 鹿児島労働局労働保険徴収室
☎ 099-223-8276

中小企業者のための鹿児島県の融資制度 経営力強化資金

○ どんな資金？

金融機関及び認定経営革新等支援機関による事業計画の策定支援や継続的な経営支援を要件としており、中小企業者の経営力の強化を支援するための資金です。事業行動計画書の作成が必要となります。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの

(1) セーフティネット保証5号の規定により市町村長の認定を受けている者（既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。）

(2) その他の者

※認定経営革新等支援機関とは

専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等（税理士、公認会計士、弁護士など）を国が審査し、経営革新等支援機関として認定しています。県内の認定経営革新等支援機関の活動内容や実績につきましては、中小企業庁「認定経営革新等支援機関検索システム」(https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea)により確認できます。

国の経営力強化保証制度に対応

○ パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は鹿児島県SDG s 登録制度の登録事業者は保証料が割安に！！

通常よりも0.1%引き下げ

※適用を受けるには「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「鹿児島県SDG s 登録制度の登録証の写し」が必要です。

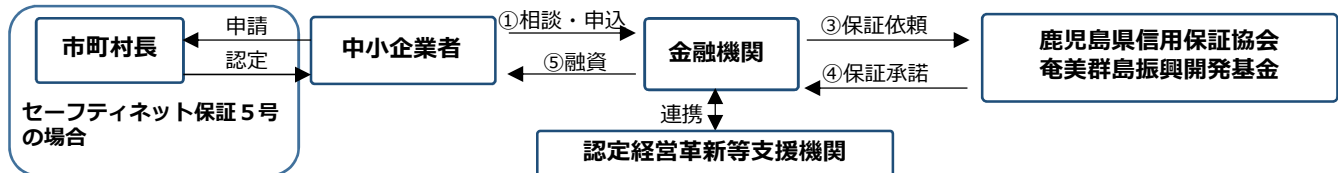
○ 融資条件

融資限度額	5,000万円	
利率 <small>※金融情勢により変動することがあります。</small>	1年以内 年1.6% / 1年超3年以内 年1.8% / 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% / 7年超10年以内 年2.2%	
信用保証料 (県補助後) <small>保証機関の基本保証料率のうち、一部を県が負担しています。</small>	融資対象者の欄(1)	年0.62% [・パートナーシップ構築宣言の宣言事業者等 年0.52%]
	融資対象者の欄(2)	年0.27%~年1.57% [・パートナーシップ構築宣言の宣言事業者等 年0.17%~年1.47%]
融資期間	運転資金 5年以内(うち据置12月以内) / 設備資金 7年以内(うち据置12月以内) 借換えの場合 10年以内(うち据置12月以内)	
償還方法	毎月均等分割	
取扱金融機関	鹿児島銀行/南日本銀行/鹿児島信用金庫/鹿児島相互信用金庫/奄美大島信用金庫/ 鹿児島興業信用組合/鹿児島県医師信用組合/奄美信用組合/福岡銀行/肥後銀行/宮崎銀行/ 西日本シティ銀行/熊本銀行/宮崎太陽銀行/商工中金(県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)	
必要書類	信用保証委託申込書/県民税及び市町村民税の納税証明書/中小企業制度資金融資申込書/事業行動計画書/ 特定中小企業者認定書(要件(1)の方が対象)(市町村発行)/鹿児島県SDG s 登録制度の登録事業者は登録証の写し/パートナーシップ構築宣言の登録事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し/その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類	

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 既に借り入れている資金の借換えや新たな資金の融資が可能かどうかについては、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ ~ご相談は最寄りの金融機関へどうぞ~





外国人材の 安定的な受入れや定着に向けた取組 を支援します！

事業の趣旨

鹿児島県においては、生産年齢人口の減少等に伴い、人手不足が顕在化しており、外国人材を地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として温かく迎え入れ、定着を促進する必要があります。このため、県では、外国人材が安心して働くことができる住みやすい地域づくりに取り組んでいます。

当事業では、外国人材の受入れ先の企業や監理団体等が実施する、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組を支援します。

対象となる事業

以下(1)～(6)の取組を行う事業であって、県における審査・選考の結果、補助対象として決定されたものが対象となります。

- (1)就業規則、業務マニュアルや社内掲示物の多言語化など、外国人材の定着に繋がる取組
- (2)外国人材の日本語能力の向上に繋がる取組
- (3)外国人材が日本文化や県内の歴史・自然等を体験する取組
- (4)外国人材と地域との交流を図る取組
- (5)団体等が構成員に対し行う、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組
- (6)その他、当事業の趣旨に即した取組

取組例



日本文化体験

応募期間

令和6年5月22日（水）～11月29日（金）
(補助金の交付決定額が予算の上限に達した時点で募集を締め切ります。)

補助率

外国人材の参加人数	上限	補助率
5人以上	16万円	3 / 4
5人未満	8万円	

問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部
外国人材政策推進課 中川，鎌野
(〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1
行政庁舎10階)

T E L : 099-286-3080
F A X : 099-286-3599
E-mail : g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp

【WEB掲載ページ】鹿児島県公式ホームページ
https://www.pref.kagoshima.jp/af21/r6_gaikokujinzai-josei.html



相談
無料

外国人材の受入れに関する 企業向け相談窓口

外国人材の受入手続や在留資格等について、行政書士が面談又はオンラインで相談に対応します。（内容によっては、他の相談機関等をご案内することがあります。）

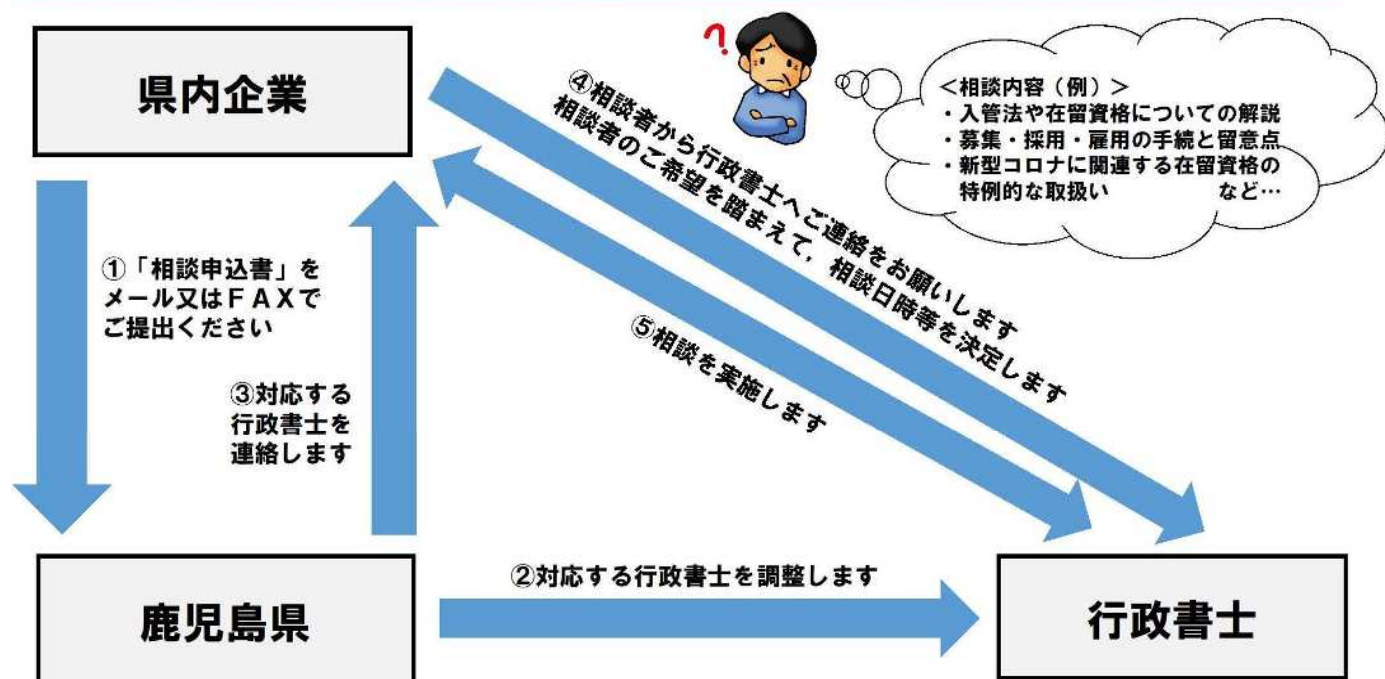
対象

外国人材を受け入れている、または受入れを検討している
県内に事業所を有する企業等

? 相談例 ?


- ・ 入管法や、在留資格について教えてほしい。
- ・ 外国人を雇用したい。募集・採用・雇用まで、どのように進めればいいですか？
- ・ 高度外国人材を採用したい。留学生のインターンシップ実施について知りたい。

～ 相談の流れ ～



※ この窓口では外国人材のあっせんや紹介は行っておりませんので、ご承知おきください。

相談予約方法

- 電子申請：右記二次元バーコードよりお申し込みください。 (<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/e20ChMTO>)
- FAX：裏面の「相談申込書」をFAX（099-286-3599）に送信してください。
- メール：県ホームページから「相談申込書」をダウンロードし、下記メールアドレスに送信してください。
メールアドレス：g-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp（メール件名は「外国人材相談窓口」）

お問い合わせ

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進課 TEL：099-286-3025

鹿児島県 外国人材 受入れ 相談

職場でジェンダー平等や女性活躍を学ぶための アドバイザーを派遣します！

鹿児島県では、性別にかかわらず、誰もが働きやすい環境づくりを推進し、職場におけるジェンダー平等の実現を図るため、企業や経済団体等にアドバイザーを派遣します。

研修内容（メニュー例）の詳細やアドバイザー等については、県ホームページをご覧ください。

「何から取りかかれば良いか、そこから相談したい」という声にも対応します！
是非ご活用ください。

- 派遣期間 令和7年3月まで
- 募集数 22団体程度（定数に達し次第、受付終了）
- 派遣回数 企業：1社につき1～3回程度（派遣内容による）
団体：1団体1回
- 派遣料 無料
- 研修内容（メニュー例）
 - ・ 社内の意識改革研修
 - ・ 男性の育児・介護休業取得のための支援
 - ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の支援
 - ・ 制度改善業務の支援 など



詳細は
こちらから



申込フォーム



職場におけるジェンダー平等推進フォーラムを開催します！

職場におけるジェンダー平等、働き方改革を進めるため、企業経営者等を対象にフォーラムを開催します！

基調講演では、ジャーナリストの浜田 敬子氏をお招きし、「男性中心企業の終焉～なぜ組織にダイバーシティが必要なのか」と題し、御講演いただきます。

是非、御参加ください。

- 開催日時 令和6年11月14日（木） 13：30～16：30（予定）
- 場所 城山ホテル鹿児島（オンライン併用）
- 対象者 県内企業の経営者・管理職等150名（オンライン100名）
- 内容 優良企業知事表彰式、取組発表、基調講演 等
- 申込期限 令和6年11月5日（火）まで



※ お申し込み方法等については、鹿児島県ホームページやかごしまジェンダー平等推進ポータルサイトをご確認ください。

●お問い合わせ●

鹿児島県男女共同参画局 男女共同参画室
TEL：099-286-2634 FAX：099-286-5541
E-mail：harmony@pref.kagoshima.lg.jp



女性のエンパワーメントセミナー 受講者募集！

鹿児島県男女共同参画センターでは、ジェンダー平等推進の観点から、様々な分野における女性の参画を促進することを目的に、女性の能力向上等を支援するセミナーを開催します。

参加費
無料

託児
あり

◆Take action！女性のエンパワーメントのためのアクティブセミナー 【マネジメントコース(全4日間)】【地方自治コース(全6日間)】

コース	日 時	内 容
【共通】	11/2 (土)	男女共同参画・ジェンダー平等についての基本的な理解
	11/9 (土)	より良い地域・職場をつくるためにリーガルリテラシーを高めよう
	11/23 (土・祝)〈鹿児島会場〉 11/30 (土)〈奄美会場〉	一人ひとりが尊重される地域、組織をめざして ～アサーティブに話そう、聴こう、対話しよう～
	12/15 (日)	Her Stories
【地方自治コース】のみ	1/25 (土)・2/9 (日)〈鹿児島会場〉 2/15 (土)・2/16 (日)〈奄美会場〉	政策立案演習 “わたし”のことから“わたしたち”のことへ

◆未来を描く一歩を踏み出す 女性のキャリアデザインセミナー(全4日間)

日 時	内 容
10/26 (土)	自分のキャリアを考える
11/16 (土)	自分の働き方を考える
12/15 (日)	理想の生き方・働き方を考える
1/25 (土)	自分のキャリアプランをつくる

昨年度のセミナーの様子



◆未来を描く一歩を踏み出す 女性のデジタル入門セミナー(全3日間)

日 時	内 容
10/13 (日)	可能性は上げられる デジタルで広がる働き方の可能性を考える
11/10 (日)	自分に必要なデジタルスキルの方向性を考える
12/8 (日)	デジタルを活用した未来の姿を描く



※ 各回の詳細やお申し込み方法等については、鹿児島県男女共同参画センターのホームページ、Facebookをご確認ください。

●お問い合わせ●

鹿児島県男女共同参画センター

TEL:099-221-6603 FAX:099-221-6640

E-mail:p-harmony@pref.kagoshima.lg.jp

ホームページ
はこちら



Facebook
はこちら



～10月は個別労働紛争処理制度に係る周知月間です～

県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

(令和6年度)

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【弁護士・大学教授等、労働組合役員、会社経営者等】がお受けします。(秘密厳守, 無料)

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

日	時	場 所	相談対応者等
10月 1日(火) 〔合同相談会〕	午前10時～午後4時 (受付:午後3時30分まで)	県労働委員会(県庁15階) (鹿児島市鴨池新町10-1)	<ul style="list-style-type: none"> 県労働委員会委員 関係機関相談員等(労働局,社労士会,県雇用労政課)
10月22日(火) 〔定期相談会〕	午後2時30分～5時 (受付:午後4時30分まで) ※毎月第4火曜日に開催		<ul style="list-style-type: none"> 県労働委員会委員
10月27日(日) 〔休日相談会〕	午前10時～午後4時 (受付:午後3時30分まで)		※ 電話でも相談できます



<お問合せ・予約先>

鹿児島県労働委員会事務局(鹿児島市鴨池新町10-1)

相談専用ダイヤル: 099-286-3943

時間: 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く。)



* 事前申込みは不要ですが、お待たせしないために、事前予約をお勧めします。

次世代育成支援対策推進法 改正ポイントのご案内

公布日：令和6年5月31日

次世代育成支援対策推進法が改正され、令和6年5月31日に公布されました。詳細は今後省令等で定められます。

① 法律の有効期限が延長されました

施行日：公布の日（令和6年5月31日）

令和7年（2025年）3月31日までとなっていた法律の有効期限が、**令和17年（2035年）3月31日までに延長**されました。

- ・法律の期限延長にともない、くるみん認定制度も継続されますが、今後、省令により認定基準の一部を見直すこととしています。

② 育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定が義務付けられます

施行日：令和7年4月1日

従業員数100人超の企業は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。（従業員数100人以下の企業は、努力義務の対象です。）

- 計画策定時の**育児休業取得状況**(※1)や**労働時間の状況**(※2)把握等（PDCAサイクルの実施）
- 育児休業取得状況(※1)や労働時間の状況(※2)に関する**数値目標の設定**

(※1) 省令により、男性の育児休業等取得率とする予定です。

(※2) 省令により、フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数等とする予定です。

- ・一般事業主行動計画の内容を変更しようとする場合も同様に状況把握、数値目標の設定を行う必要があります。
- ・施行日以降に開始（又は内容変更）する行動計画から義務の対象となります。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

働く皆様に安心を。

中退共 で退職金。
CHU-TAI-KYO

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 国の退職金制度！
掛金の一部を国が助成します。
- ② 外部積立型でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページをご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

鹿児島
会場

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の
尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加
無料
事前申込

日時

2024年11月20日(水)
14:00~16:00 (受付13:30~)

会場

TKPガーデンシティ鹿児島中央
3F 薩摩ホール
(鹿児島市中央町26-1 南国アネックス)



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省

後援：鹿児島県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

鹿児島会場

プログラム

[主催者挨拶] 鹿児島労働局労働基準部

[基調講演]

「労働者に認められがちな 精神疾患の病態と治療 刑事精神鑑定の経験も踏まえて」

赤崎 安昭 氏

(鹿児島大学医学部保健学科・同大学院保健学研究科 教授)

[過労死ご遺族による体験談発表]

●会場のご案内

TKPガーデンシティ鹿児島中央 3F 薩摩ホール

(鹿児島市中央町26-1 南国アネックス)

・JR鹿児島本線「鹿児島中央駅」東口より徒歩約3分

●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

赤崎 安昭 氏

鹿児島大学医学部保健学科
同大学院保健学研究科 教授
(学科長・研究科長)



1987年、医師免許を取得。同年、鹿児島大学病院精神科に研修医として着任し、1993年、同大学院にて医学博士を取得。鹿児島大学大学院歯学総合研究科精神機能病学分野の助手、講師、准教授を経て、2013年に現職。生物学的精神医学が主な研究領域であったが、労働災害の業務や精神鑑定(民事、刑事)に関わるようになった。刑事精神鑑定ハンドブック、司法精神医学入門などを執筆しており、刑事精神鑑定に関する業績は多数。現在は、司法精神医学、精神科リハビリテーション、臨床精神医学に関する研究・教育・実務(診療も含む)に関わっている。刑事精神鑑定に関する業績に対しては、鹿児島地方検察庁検事正から(2007年2月9日)、法務大臣から(2022年2月25日)、それぞれ感謝状が授与された。また、労働基準行政に関する業績に対しては、厚生労働省労働基準局長から表彰(2022年11月23日)された。



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



- 以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445
- 下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 → 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する に をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生 | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 | | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-080082 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

キャリア形成と能力開発の課題解決に向けて キャリア形成・リスキング支援センターがサポートします！

(本事業は厚生労働省から株式会社パソナが受託し運営しています)

貴社ではこのような課題を抱えていませんか？

- 若手社員の主体性・積極性を高め、定着を促進したい
- 育児・介護休職を活用した社員の復帰支援をしたい
- 中堅社員のモチベーションを高める施策を打ちたい
- 企業戦略として従業員のリスキングを支援したい

採用・マッチング

履歴書だけでは理解しにくい応募者の強み、キャリアの方向性、職業能力を理解しやすくなります！

人材育成・人事評価

社員一人ひとりの効果的な職業能力開発はもちろん人事評価も可能になります！

モチベーションアップ

将来のありたい姿や目標が明確になるため、能力開発への意欲や働きがいを醸成し定着を促進する効果が期待できます！

ジョブ・カードやセルフ・キャリアドックを活用し、キャリアコンサルティングを行いながら、リスキングを含めたキャリア形成と職業能力開発を総合的に支援します。
また雇用型訓練の導入支援も承ります。

社員

- 生涯を通じたキャリア・プランニング
- 自己理解の促進
- 職業能力の棚卸
- リスキングの支援



会社

- 採用強化
- マッチング向上
- 人材育成 ●人事評価
- モチベーションアップ
- 定着促進



ジョブ・カード

個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的とした「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールです。

セルフ・キャリアドック

キャリアコンサルティングと多様なキャリア研修等を組み合わせて、企業内で体系的・定期的に従業員のキャリア形成を支援する「仕組み」です。

キャリアコンサルティング

従業員の職業選択、職業生活設計、職業能力の開発・向上等に対して、専門のキャリアコンサルタントが相談に応じ、指導を行っています。

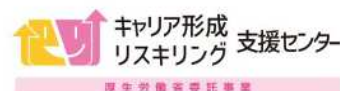
【お問い合わせ先】

鹿児島キャリア形成・リスキング支援センター (受託会社：株式会社パソナ)

〒892-0842 鹿児島市東千石町 1-38 鹿児島商工会議所ビル 10F

電話：099-248-9339 Mail：carigaku_kagosh@pasona.co.jp

URL：https://carigaku.mhlw.go.jp



働く人の「こころ」と「からだ」の健康をサポートします！

鹿児島産業保健総合支援センター

さんぽセンターからのご案内

良い睡眠 で働く人の メンタル不調を予防しよう！

メンタルヘルス対策
セミナー

日時：令和6年10月23日（水）14時～16時30分（予定）

会場：Li-Ka1920 5階 貸会議室B（鹿児島市中央町19-40）

内容：【第1部】「働く人」と睡眠

講師：鹿児島産業保健総合支援センター
産業保健相談員 長友 医継 先生

【第2部】ストレスすっきり！となる視点

講師：鹿児島産業保健総合支援センター
メンタルヘルス対策・両立支援促進員（社会保険労務士）

【その他】働く人と職場における勤務間インターバル制度の価値

厚生労働省 令和6年度 勤務間インターバル制度研修講師派遣事業

参加
無料

対象者：事業者、人事労務担当者など

定員：30名（定員に達し次第締切）

申込期限：令和6年10月20日（日）

申込：ホームページ、右記2次元コード

<https://ssl.formman.com/t/rtbm/>



注意

Li-Ka1920施設内に
駐車場はございません。
当セミナーは、隔地駐車場の
(Li-Ka南国パーキング)の
サービス対象外となります。

職場の
メンタルヘルス対策で
お困りではありませんか？

さんぽセンターのメンタルヘルス対策支援内容(一部)

●メンタルヘルスに関する教育研修

労働者のメンタル不調を早期に発見して改善するため、管理監督者向けのメンタルヘルス教育(ラインケア研修)や、若年労働者向けのメンタルヘルス教育(セルフケア研修)を行っています。

●心の健康づくり計画の策定

労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく「心の健康づくり計画」の策定等について支援します。

●ストレスチェック制度に係る支援

ストレスチェック制度の導入に際して、事業場の状況にあった具体的な進め方等について支援します。

●メンタル不調者の職場復帰支援(職場復帰支援プログラムの策定等)

メンタルヘルス不調で休業している労働者が円滑に職場復帰するために、職場復帰支援プログラムの策定等について支援します。

詳細はHPをご覧ください▶▶

鹿児島産保 メンタル 検索

独立行政法人
労働者健康安全機構

鹿児島産業保健総合支援センター

TEL: 099-252-8002

HP: <https://kagoshimas.johas.go.jp/>



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

年次有給休暇 を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

事業主の皆様へ

10月 は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。鹿児島労働局雇用環境・均等室（TEL:099-223-8239）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。